

組合員の皆様へ

次のような場合は土地改良区への届出が必要です

毎年4月1日現在の土地原簿、組合員名簿を基準に新年度の賦課金を算定しますので、下記の権利移動があった場合は必ず届出をお願いします。

- 農地を売買又は交換したとき、または、相続、贈与されたとき
- 農業委員会等で農地を貸借したとき、または、解約したとき
- 後継者に経営移譲するとき
- 組合員が亡くなられたとき、または、住所や電話番号が変わったとき
- 農地を農用地外（宅地等）に転用するとき
- 公共用地（道路等）に買収されたとき
- ※ 農地転用や公共事業による買収で地区除外をされる場合は決済金の納付が必要です。
- ※ 農業委員会、法務局等の公共機関で土地の権利移動の手続きをされても、土地改良区に届出がなければ、土地原簿、組合員名簿の修正は行われませんので、ご注意ください。
- ※ 届出用紙は当土地改良区に設置またはホームページよりダウンロードできます。ご希望により郵送いたしますのでご連絡ください。

関係法 土地改良法第42条 権利義務の承継及び決済
土地改良法第43条 組合員の資格得喪の通知義務

土地原簿閲覧について

令和4年度に土地原簿を発送しておりますが、令和5年度以降は当土地改良区事務所にて閲覧することができますので、ご希望の方はお申出くださいますようお願いいたします。

准組合員について

土地改良法に基づく組合員は、その土地についての耕作者であり、土地改良区の賦課金は組合員に対して賦課されます。（所有者の申出により農業委員会が承認した場合は、所有者が組合員）

組合員ではない土地の所有者が賦課金を納付するためには、准組合員の加入申込が必要となり、かつ、耕作者の同意を得て、賦課金の分担の申出が必要となりますので、ご注意ください。

詳しくは当土地改良区までお問合せください。

水路などを使用したいとき

<土地改良区の管理施設の使用または廃止には申請が必要です>

土地改良区が管理している水路や土地を排水放流や進入路などで利用したい場合には、土地改良区への申請が必要となります。また、公共下水道や農業集落排水への排水接続などのために、管理施設を使用しなくなった場合にも届出をお願いします。届出がない場合には通知書が発行されますので、ご注意ください。

令和5年度 賦課金について

1. 賦課基準

(1) 経常賦課金（一般会計賦課金）

地区名	賦課面積(千m ²)	千m ² 当り賦課金(円)	区分	千m ² 当り(円)
豊沢川地区	46,534	5,972	経常経費	4,200
			県営事業分担金	1,772
上太田、柴沼 大沢地区	1,262	3,911		
			経常経費	4,945
高木島地区	2,217	5,245	県営事業分担金	300

(2) 特別賦課金（借入金償還特別賦課金）

地区名	賦課面積(千m ²)	千m ² 当り賦課金(円)	地区名	賦課面積(千m ²)	千m ² 当り賦課金(円)
新田地区	623	4,200	万丁目地区	379	500
外台地区	471	500	大沢地区	199	500
柴沼地区	575	500	太田地区	2,301	500
鍋割地区	144	500			

2. 賦課期日及び納付期限

種別	賦課期日	期別	納付期限
経常賦課金 (一般会計賦課金)	令和5年4月10日	第1期	令和5年5月1日
		第2期	令和5年10月31日
特別賦課金 (借入金償還特別賦課金)	令和5年10月10日	—	令和5年10月31日

* * * * 賦課金等の納入について * * * *

令和5年度経常賦課金全期前納及び第1期、管理施設使用料の口座振替日並びに納付期限は令和5年5月1日です。口座振替の方は、前日までに残高の確認をお願いします。

※登録口座への当日のご入金につきましては、場合により口座振替できないことがありますので、ご注意をお願いいたします。

また、現金納付のかたは、納付期限内の納入にご協力をお願いします。

○納付場所及び取扱金融機関

	納付期限内	納付期限を過ぎた場合
納付場所及び取扱金融機関	・当土地改良区 ・花巻農業協同組合 各本支店 ・岩手銀行 各本支店 ・花巻信用金庫 各本支店	・当土地改良区 ・花巻農業協同組合 各本支店

※ お振込みの場合は、振込人名を組合員名でお願いします。なお振込手数料は振込依頼人負担となりますのでご注意ください。

！！ 納付には便利な口座振替をご利用ください ！！

口座振替が可能な金融機関は、花巻農業協同組合、岩手銀行、花巻信用金庫となっております。お手続きは当土地改良区にお申し出ください。